

医療構造改革に係る都道府県会議  
療養病床再編成関係資料

平成18年11月6日

老 健 局

## 都道府県に取り組んでいただきたい事項

平成18年11月6日  
老 健 局

### 1. 療養病床アンケート調査

本年10月1日を調査時点としてすでに調査を実施していただいているが、医療経済研究機構への提出期限である12月4日に向けて、調査票の回収・補正を着実に進めていただきたい。

### 2. 「地域ケア整備構想（仮称）」の策定に係る体制整備

「地域ケア整備構想（仮称）」策定の担当組織の明確化や必要に応じての地域の有識者を交えた検討組織の設置など、構想策定の体制が整っていない都道府県におかれては、早急な体制整備をお願いしたい。さらに、構想策定のスケジュールを関係部局と調整するなど、速やかに具体的な策定作業に取り組まれない。

また、構想の作成に当たっては、住宅政策の観点を取り入れることが重要であることから、住宅部局と福祉部局の間で日常的に連携を密にしていきたい。

### 3. 相談窓口の住民等への周知

本年6月30日付医政局総務課・老健局総務課・保険局総務課からの事務連絡により患者や住民、医療機関等からの相談・照会に応じる相談窓口の開設と情報提供の推進をお願いしているところであるが、設置した相談窓口についての情報が患者、住民、医療機関等に確実に伝わるように周知をお願いしたい。また、引き続き、相談状況の国への報告をお願いしたい。

### 4. 地域介護・福祉空間整備等交付金の介護療養型医療施設転換整備計画の提出期限の変更

本年10月13日発出厚生労働省老健局計画課長補佐内かん（都道府県經由市町村宛）により、地域介護・福祉空間整備等交付金の介護療養型医療施設転換整備計画の提出期限を11月30日に変更したので、療養病床の転換に係る同交付金の活用について、再度十分にご検討いただきたい。

(以 上)

# 介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金の概要

市町村(特別区を含む。)は、

①市町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「介護療養型医療施設転換整備計画」を策定することができる。

※ 平成23年度までの6年間の支援

先進的事業支援特別交付金の1メニュー

## ○ 介護療養型医療施設転換整備事業

既存の介護療養型医療施設を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費

※ただし、他の整備計画に基づき交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

介護療養型医療施設

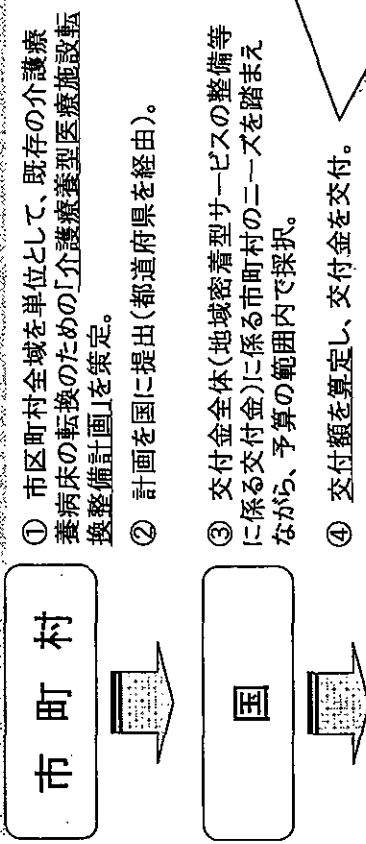
- 療養病床を有する病院
- 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
- 療養病床を有する診療所



- ①老人保健施設
- ②ケアハウス
- ③有料老人ホーム  
(居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が概ね13㎡以上であること。)
- ④特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室  
(社会福祉法人を設立等する場合)
- ⑤認知症高齢者グループホーム
- ⑥小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦生活支援ハウス

※ 上記交付対象施設については、定員規模を問わない。②及び③については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。③については、利用者負担第3段階以下の入居も入居可能な部屋を確保することが対象条件

## 介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金の流れ



事業区分	単位	配分基礎単価
●創設 既存の施設を取り壊さずに、新たに施設を整備	転換床数	1,000千円
●改築 既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備	転換床数	1,200千円
●改修 躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)	転換床数	500千円

**算定方法** 介護療養型医療施設転換整備計画記載の事業により減少する療養病床数に、右の整備区分ごとの交付基礎単価を乗じた額を交付する。  
※転換により減少する療養病床数を上限とする。

# 地域介護・福祉空間整備等交付金の見直し

【平成16年度以前】

個々の施設ごとに固定的な補助基準単価により補助

社会福祉施設等  
施設整備費補助

市町村に対する  
直接補助制度なし

【平成17年度】

(866億円)

地方自治体から、事務手続きが煩雑、使い勝手が悪いという声があることを踏まえ、交付金化すること、事務の簡素化、地方の裁量の拡大を図る。

都道府県交付金

特養、老健、ケアハウス等  
大規模・広域型の施設の整備

市町村交付金

地域密着型サービス  
拠点等の整備

【平成18年度】

① 都道府県交付金は、廃止、一般財源化  
② 市町村交付金は、対象事業の範囲を拡充し、利用しやすい制度へと改善

廃止・一般財源化  
(390億円)

○平成18年度に廃止・税源移譲される国の施設整備費補助金に係る施設整備に要する事業費のうち、従来の補助金相当部分(補助率かさ上げ部分を含む。)については、原則として「特別の地方債」を充当。  
○当該地方債の元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準財政需要額に算入。

対象範囲を拡充(交付金のメニューを3つに再編)  
(476億円)

①地域介護・福祉空間整備交付金(ハード交付金)

・地域密着型サービス拠点等の整備

②地域介護・福祉空間推進交付金(ソフト交付金)

・地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムの整備  
・高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進 等

③先進的事業支援特例交付金(ハード交付金)

・介護療養型医療施設から老健等への施設転換  
・既存特養の個室・ユニット改修  
・緊急ショートステイ居室の整備 等

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、平成18年度の国の予算につきましては、昨年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成18年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況にかんがみ、さしあたり現段階における地方財政の見通し、その他予算編成上留意すべき事柄について、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

時節柄御自愛專一の程お祈りいたします。

敬 具

平成18年1月19日

総務省自治財政局財政課長

佐藤 文俊

各都道府県総務部長 殿

(財政課、市町村担当課扱い)

各指定都市財政局長 殿

(財政課扱い)

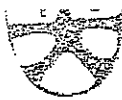
#### 4 国庫補助負担金の改革に伴う財源措置

「三位一体の改革について」（平成17年11月30日政府・与党合意）を踏まえ、平成16年度から平成18年度までの国庫補助負担金改革の合計額は4兆6,661億円となった。

このうち、税源移譲に結びつく改革は、別添資料第4のとおり、3兆1,176億円であり、これについては、その全額を地方財政計画に計上するとともに、施設整備費の一般財源化に伴い特別の地方債が充てられるものを除き地方交付税の基準財政需要額に全額を算入することとしている。

また、これに伴い、3兆94億円を所得譲与税として税源移譲するとともに、地方交付税の基準財政収入額に全額を算入することとしている。

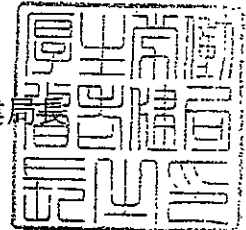
なお、税源移譲することとされている施設整備費に係る国庫補助負担金のうち公立学校等施設整備費補助金（不適格建物改築事業に限る。）、次世代育成支援対策施設整備費交付金（公立保育所に限る。）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金（都道府県交付金）については、地方公共団体において引き続き必要な事業を円滑に実施できるよう、従来の補助金相当分（沖縄振興特別交付金により措置されるものを除く補助率かさ上げ部分を含む。）について、特別の地方債を充当し、当該地方債の元利償還金については、後年度その100%を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。



老発第1013001号  
平成18年10月13日

各 都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局長



### 介護保険に関する市町村長意見交換会（介護保険サミット）の開催について

平素より介護保険制度の円滑な運営に多大なご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、改正介護保険法が施行され、はや半年が過ぎようとしておりますが、持続可能で安定的な社会保障制度の確立のため、医療制度改革をはじめとした介護保険を巡るさまざまな制度改革も行われているところであり、市町村や都道府県の役割はこれまで以上に重要になっています。

このため、全国ブロックごとに、療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備、制度の持続可能性を高めるための保険料増加抑制に向けた取り組み等、今後の具体的な検討に向けて、厚生労働省より説明いたしますとともに、保険者として介護保険事業を運営しておられる市町村長から直接忌憚のないご意見を伺う会を下記のとおり開催したいと思っております。

貴都道府県におかれましては、本会議の開催について管内市町村にご案内いただき、積極的な参加を働きかけていただくと共に、出欠について取りまとめていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 日時及び開催場所

- (1) 北海道ブロック 平成18年11月17日（金）<sup>13:00</sup>/<sub>13:30</sub>～<sup>15:00</sup>/<sub>15:30</sub>  
「北海道経済センター（札幌商工会議所）〔8F：Bホール〕」  
北海道札幌市中央区北1条西2丁目
- (2) 関東信越ブロック 平成18年11月17日（金）13:30～15:30  
「三田共用会議所〔1F：講堂〕」  
東京都港区三田2-1-8

- (3) 中国ブロック 平成18年11月20日(月) 13:30～15:30  
「広島厚生年金会館(ウェルシティ広島) [3F:銀河の間]」  
広島県広島市中区加古町3-3
- (4) 東北ブロック 平成18年11月21日(水) 13:30～15:30  
「仙台卸商産業見本市会館サンフェスタ [4F:展示場]」  
宮城県仙台市若林区卸町2-15-2
- (5) 東海北陸ブロック 平成18年11月21日(火) 13:30～15:30  
「愛知県産業貿易館 [5F:特別会議室]」  
愛知県名古屋市中区丸の内3-1-6
- (6) 四国ブロック 平成18年11月21日(火) 13:30～15:30  
「香川県民ホール [5F:多目的大会議室]」  
香川県高松市玉藻9-10
- (7) 九州ブロック 平成18年11月27日(月) 13:30～15:30  
「KKRホテル博多 [2F:シリウスの間]」  
福岡県福岡市中央区薬院4-21-1
- (8) 近畿ブロック 平成18年11月28日(火) 13:30～15:30  
「ナンバプレイス(難波御堂筋ビル) [7F:PLACE 7]」  
大阪府大阪市中央区難波4-2-1

## 2. 対象者

### (1) 市町村

市町村長の任意参加とさせていただきます。

※ 会場の都合により、随行者は1名までとさせていただきます。

### (2) 都道府県

介護保険関係の担当部長又は課長のオブザーバー参加とさせていただきます。

※ 会場の都合により、随行者は1名までとさせていただきます。

## 3. 参加申し込み

市町村の参加者について、市町村参加申込票(参考様式)等を活用して、都道府県で取りまとめいただき、都道府県の参加者と併せて総括表(別紙様式)を作成し、10月27日(金)までに、老健局介護保険課の下記担当まで電子メールによりファイルを送付してください。

## 4. その他

- (1) 当面、会議は2時間程度の予定とし、ご出席市町村長と厚生労働省老健局幹部が同じテーブルについて、意見交換等を行うことを予定しています。



※ 厚生労働省側からは、国会日程等とも調整のうえ、老健局長、審議官、担当課長など局の幹部が参加する予定となっています。

- (2) 各市町村長におかれましては、その所属するブロックの会に参加いただくことを前提としていますが、日程等の都合が悪い場合には、都合の良いブロックにおいて参加いただいても結構です。
- (3) なお、参加できない市町村への情報提供につきましても、後日、独立行政法人福祉医療機構が運営しております「WAM NET」において会議資料等の掲載を予定していますので、ご了承ください。

(参考) ブロック割 (地方厚生局の管轄区域による)

北海道 : 北海道

東北 : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東信越 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

東海北陸 : 富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿 : 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国 : 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州 : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

<問い合わせ先>

厚生労働省老健局介護保険課

担当 : 翁川

TEL:03(5253)1111 内 2265

FAX:03(3503)2167

E-mail:oikawa-yoshihisa@mhlw.go.jp